

桶川市

第五次男女共同参画基本計画

令和6年度～令和10年度

概要版

計画の趣旨

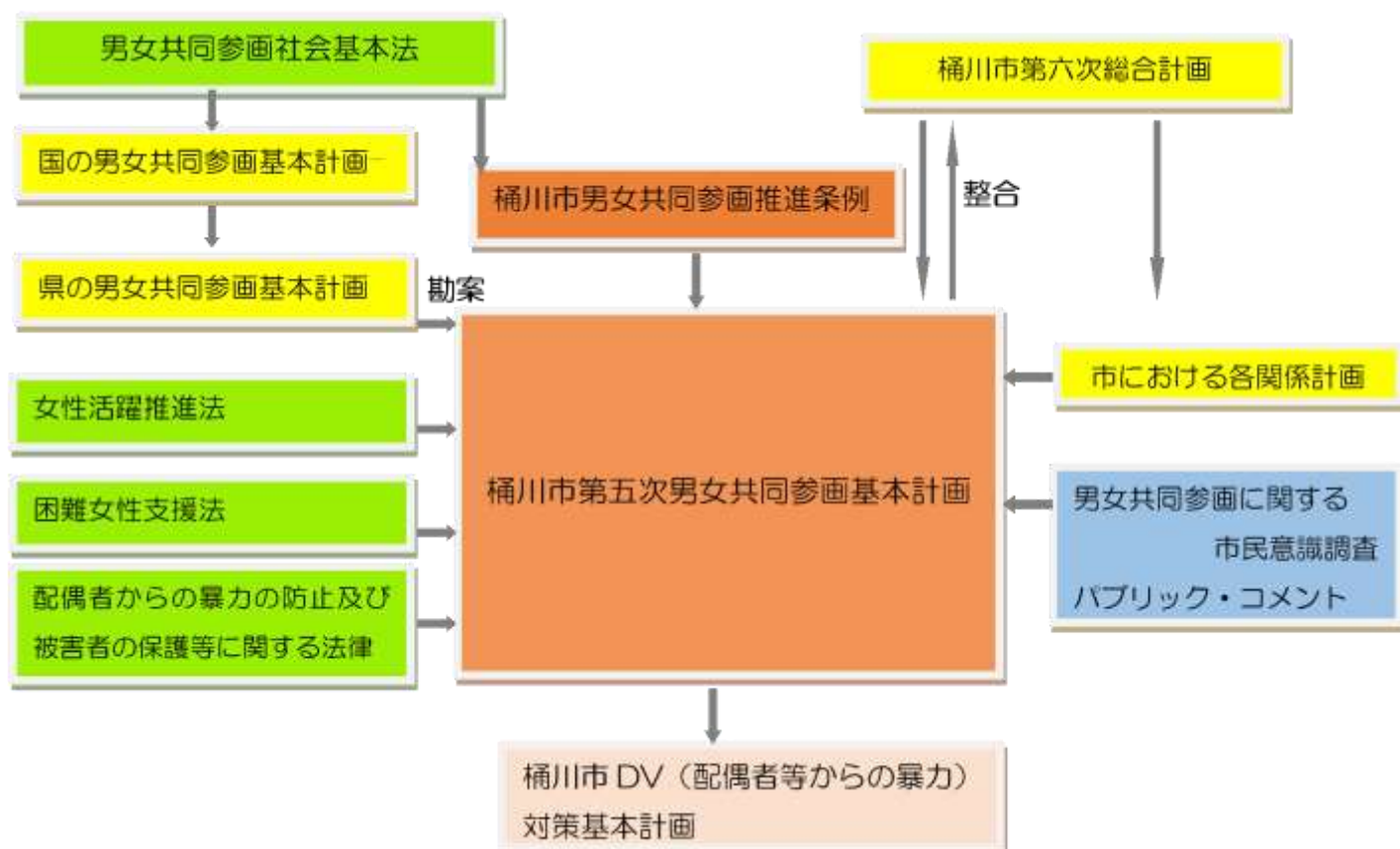
「桶川市男女共同参画基本計画」は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。平成16年3月に初めて策定して以来、計画的に施策を進めてきました。

令和5年度をもって第四次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の更なる推進を図るとともに新たな課題に対応していくため、「桶川市第五次男女共同参画基本計画」を策定するものです。

計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

計画の位置付け



計画の体系図

将来像

基本目標

施策の柱

施策

1 固定的意識や偏見の解消

- (1) 男女共同参画に関する調査・研究・発信
- (2) 固定的意識や偏見の解消の推進

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- (1) 学校等での男女共同参画の推進
- (2) 家庭教育での男女共同参画の促進
- (3) 男女共同参画についての生涯学習の推進

3 家庭と地域活動への男性参画の拡大

- (1) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進
- (2) 男性の家事・育児・介護への参画促進
- (3) 子育ての社会的支援の充実
- (4) 介護の社会的支援の充実

4 政策・方針決定過程への女性参画の推進

- (1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進
- (2) 女性活躍の推進

5 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進

- (1) 防災・災害対策への男女の参画の推進
- (2) 防犯対策の推進

1 男女がともに働きやすい職場づくりの推進

- (1) 多様な働き方の推進
- (2) 働きやすい職場づくりの推進

2 職業生活における女性活躍の推進

- (1) 女性の就労支援
- (2) 女性活躍の推進

1 あらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力根絶の推進
- (2) DV被害者等の相談体制・支援体制の充実

2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重

- (1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援の推進
- (2) 自殺予防の推進

3 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

- (1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援の推進
- (2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援の推進
- (3) 障害者、外国人、性的マイノリティなどの特別な配慮を必要とする人への支援の推進

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、固定的意識や、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消が重要です。

誰もが性別にかかわらず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思により何事も選択でき、すべての人が尊重し合える社会づくりのため、各分野における啓発活動や、ライフステージに応じた教育・学習の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい社会づくり

男女がともに働きやすい社会となるために、ワーク・ライフ・バランスを推進し、自らのライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるよう取り組むとともに、均等な雇用機会の普及や、職場でのハラスメントの防止など、働きやすい職場づくりを推進します。

さらに、結婚や出産を機に離職した女性の復職や起業支援を行うなど、職業生活における女性の活躍に取り組みます。

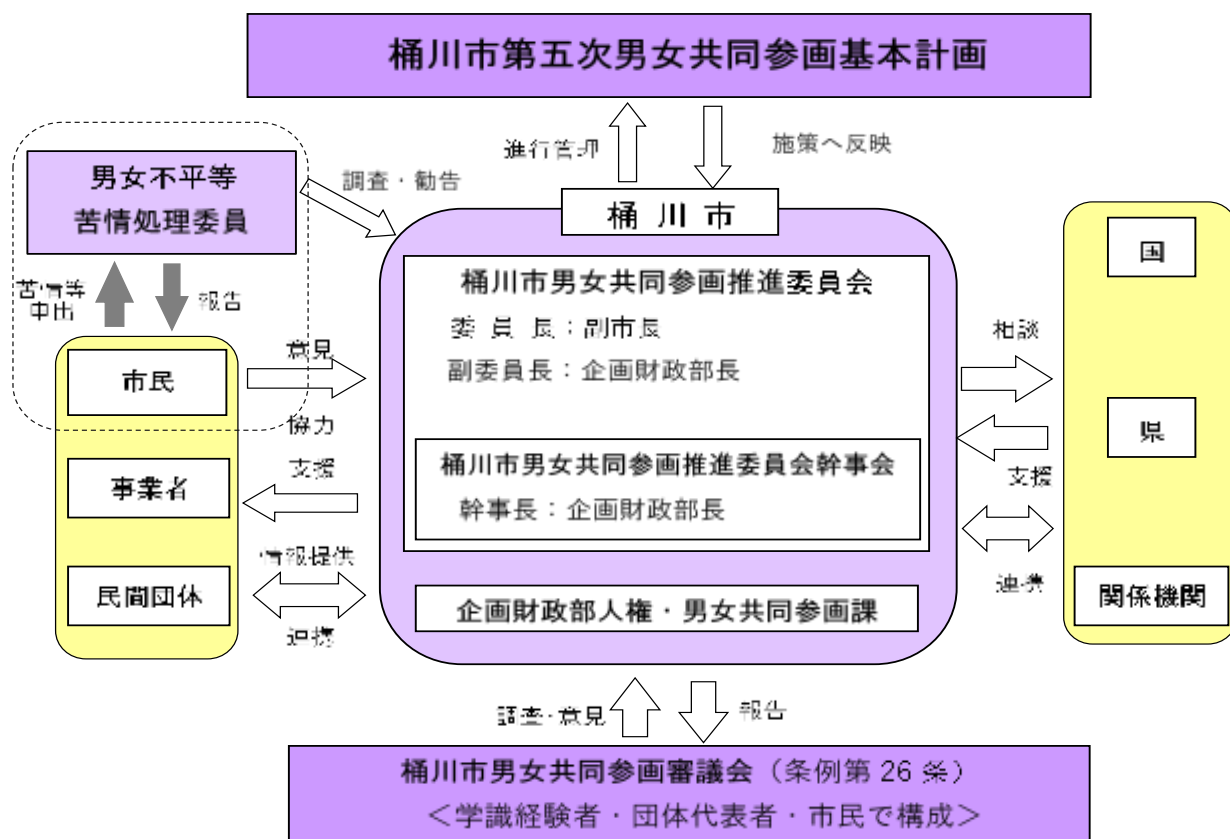
基本目標Ⅲ 人権が尊重された社会づくり

「暴力」はいかなる理由があっても、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を阻害する要因の一つです。暴力の根絶に向けた啓発、相談支援の充実を図ります。

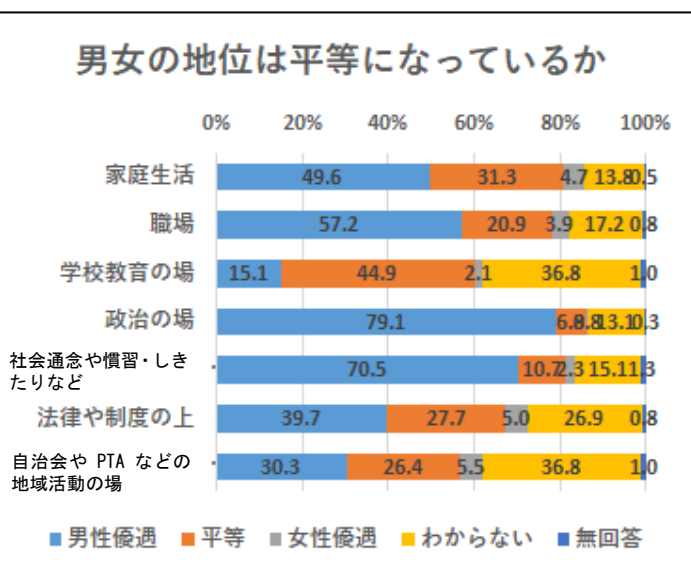
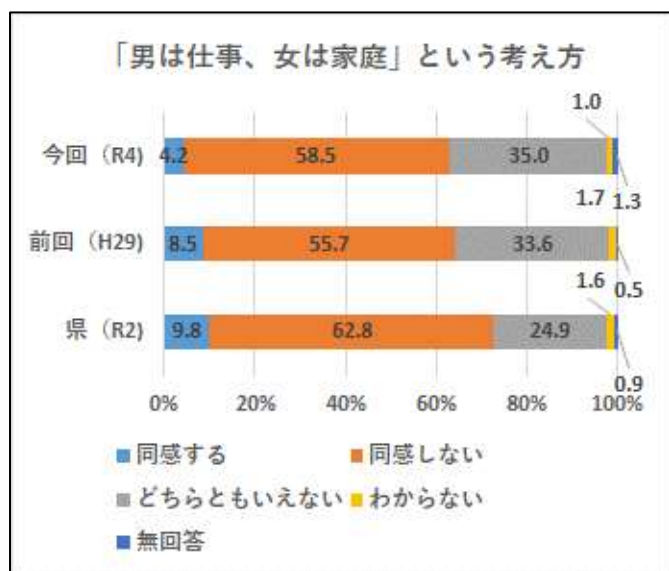
また、性と生殖に関する権利の普及、多様性を認め合う意識啓発に努め、相談を通じ支援を行っていきます。

だれもが多様な生き方を認め合い
一人ひとりがかがやくまち
おけがわ

計画の推進体制



市民意識調査の結果（抜粋）



男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）



桶川市第五次男女共同参画基本計画 （概要版）

発行 桶川市
編集 企画財政部人権・男女共同参画課
〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号
電話 048 (786) 3211 (代)
<https://www.city.okegawa.lg.jp>

